



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<http://miyagi-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

Press Release

報道関係者 各位

平成29年9月7日
宮城労働局職業安定部職業対策課
課長 小幡 敏昭
地方障害者雇用担当官 佐藤 幸男
電話 022(299)8062

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座を開催します！

～精神・発達障害者が働きやすい職場づくりを推進～

厚生労働省では、今年度より企業等で働く一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となつていただくための講座を開催します。

第1回 平成29年9月21日（木） 13:30～15:10（定員100名）

仙台公共職業安定所4階大会議室

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル4階

第2回 平成29年10月23日（月） 14:00～15:40（定員50名）

宮城県大崎合同庁舎501会議室

大崎市古川旭4-1-1

第3回 平成30年1月29日（月） 13:30～15:10（定員100名）

仙台公共職業安定所4階大会議室

仙台市宮城野区榴岡4-2-3 仙台MTビル4階

◆講師：ハローワークに配置されている「精神障害者雇用トータルサポーター」

◆申込み方法：所定の申込用紙にてお申込み願います。（宮城労働局ホームページを参照願います）

※詳細は、別紙「リーフレット」をご参照ください。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

※受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈します。

（数に限りがあります。）

※「しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。

事業所への出前講座も実施

事業所の要請に応じて講師（精神障害者雇用トータルサポーター）が出向き、養成講座を実施します。詳しくは、管轄ハローワークの障害者担当部門にお問い合わせください。

＜ 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ ＞

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 のお知らせ

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開始します。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の日程

◆日時・場所：①平成29年9月21日（木）13:30～15:10（定員100名）
仙台会場：仙台公共職業安定所4階大会議室
（締切9/14） 仙台市宮城野区榴岡4-2-3仙台MTビル4階

②平成29年10月23日（月）14:00～15:40（定員50名）
大崎会場：宮城県大崎合同庁舎501会議室
（締切10/17） 大崎市古川旭4-1-1

③平成30年1月29日（月）13:30～15:10（定員100名）
仙台会場：仙台公共職業安定所4階大会議室（①と同じ）
（締切1/22）

◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について

◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。

◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

◆申込方法：所定の申込用紙にてお申し込み願います（宮城労働局ホームページを参照願います）

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です。
（数に限りがあります）。



事業所への出前講座も
あります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。

ご留意
ください

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。

詳細やご不明な点は、宮城労働局職業対策課022-299-8062または最寄りのハローワークまで !!



厚生労働省・宮城労働局・ハローワーク